

入札説明書

奈良県立橿原考古学研究所が調達する物件に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。
この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、6の(1)に掲げる者の説明を求めるすることができます。

1 公告日 令和8年1月5日(月)

2 競争入札に関する調達の内容

(1) 入札物件

附属博物館特別収蔵庫B収納棚の購入

(2) その他詳細については、仕様書によります。

3 入札方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

4 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、公告第3に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

5の(1)(カ)で示す期日までに、「競争入札参加資格確認申請」を行うとともに、以下(2)の書類を奈良県立橿原考古学研究所(6の(1)で示す場所)に提出しなければなりません。(提出書類に対する確認において書類の再提出を指示された場合は令和8年1月23日(金)12時までに提出を行ってください。)

また、開札日の前日までの間において、奈良県立橿原考古学研究所から提出書類等に關し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

(1) 入札は、原則郵便によるものとします。

入札書は、原則郵便(書留郵便(簡易書留可)に限ります。速達の付加は可。)により、入札当日の正午12時までに到達するよう差し出してください。期日後に到達した入札書は無効となりますので注意してください。また直接持参いただいても構いません。

なお、入札書は同封(様式)のものを使用してください。

(2) 郵送又は持参による提出書類

ア 適合規格確認書(1部)

イ 同等品またはそれ以上の性能の製品で申請する場合、同等品確認申請書、ならびに同等品確認申請書詳細リスト各1部を、仕様書(2)7の要領にしたがって記入すること。

・仕様が分かる書類(メーカーのカタログ・図面等)(1部)

標準品で入札に参加する場合は、提出は不要です。

ウ 契約履行実績証明書（1部）

令和5年度以降に、国又は地方公共団体とした契約で、この公告で示す調達物品と同種の物品を納入した1件あたり200万円以上のものが2件以上あることを示す書類（当該証明書に示す契約書の写しを添付すること）。

5 入札日程等

（1）入札日程

手続き等	期間・期日	場所・方法
(ア)入札説明書及び仕様書の交付	公告の日から	
(イ)入札説明会	実施しません	
(ウ)現場説明会	実施しません	
(エ)入札等に関する質問	令和8年1月13日（火）17時まで	郵送又は持参 ※FAX可（必ず着信・内容確認の連絡を行うこと）
(オ)質問に関する回答	令和8年1月16日（金）13時以降	ホームページに掲載
(カ)競争入札参加資格確認の申請	令和8年1月19日（月）17時まで ※再提出指示ありの提出期限 令和8年1月21日（水）17時まで	郵送又は持参
(キ)入札参加資格確認審査結果通知	令和8年1月23日（金）10時以降	FAXで通知
(ク)入札締切	令和8年1月28日（水）12時まで	郵送又は持参
(ケ)開札	令和8年1月28日（水）13時30分から	

（注）書類の提出時には、連絡先のFAX番号、ご担当者の氏名等がわかるものを同封等してください。

（2）入札書の取り消し等

提出した入札書は錯誤による取り消しの場合を除き、引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

錯誤による入札を行った場合は、所定の「入札書錯誤無効届」を6の（1）で示す場所に5の（1）（ケ）の期日までに提出してください。なお、この場合には本案件の入札には以後参加できません。

（3）入札回数及び再度入札

入札回数は2回を限度とします。1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（2回目）を行う場合があります。

再度入札（2回目）の締切日時については、原則として、開札日の午後3時以降に設定します。

なお、再度入札の締切日時までに入札書の提出を行わなかった者は、再度入札を辞退したものとみなします。

6 問い合わせ先

(1) 本件入札に関するここと

〒634-0065 奈良県橿原市畝傍町1番地
奈良県立橿原考古学研究所 総務課
電話番号 0744-24-1101
FAX番号 0744-24-6747

7 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。

ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19号第1項ただし書き各号（保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等（今回の契約金額の70%以上の契約金額を同等とします）と認める契約を数回以上締結し、これらすべてを誠実に履行した者など）に該当する者であるときは免除します。

8 契約書作成の要否等

(1) 要します。

(2) 落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。

従って、7で示す契約保証金については、指定する期日までに指定する方法により納付してください。なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、この期日までに、それを証明する書類を提出してください。

9 落札者の決定方法等

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、5(3)のとおり、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（2回目）を行う場合があります。

(2) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。

(3) 再度入札（2回目）の開札で落札者がない時は、再度入札（2回目）で最低価格を提示した者と随意契約を行う場合があります。

10 その他

(1) 納入場所までの配達、設置等に係る費用は落札者の負担とし、競争価格に含むものとします。

(2) その他詳細については、仕様書のとおりです。